

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……取得原価

取得原価が不明なもの……再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(附属設備含む) 8 年 ～ 50 年

工作物 10 年 ～ 60 年

物品 2 年 ～ 15 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品同様の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当ありません。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	11.9%
将来負担比率	60.2%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 81,689 千円
 ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産 該当ありません。
 ② 減債基金に係る積立不足額 該当ありません。
 ③ 基金借入金(繰替運用)残高 該当ありません。
 ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 4,791,846 千円
 ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|--------------|
| 標準財政規模 | 3,433,462 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 423,465 千円 |
| 将来負担額 | 8,976,255 千円 |
| 充当可能基金額 | 2,299,471 千円 |
| 特定財源見込額 | 69,970 千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 4,791,846 千円 |
- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 該当ありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

- ① 新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、業務費用に 52,639 千円計上しています。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分
 固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。
 ② 余剰分(不足分)
 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 616,953 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	5,976,735 千円	5,624,497 千円
繰越金による差額	△458,814 千円	—
窓口つり銭	△200 千円	△200 千円
資金収支計算書	5,517,721 千円	5,624,297 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	720,595 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	28,985 千円
未収債権額の増加(減少)	△498 千円
減価償却費	△673,713 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	257 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	32,869 千円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	△127 千円
資産除売却益(損)	249 千円
純資産変動計算書の本年度差額	108,617 千円

④ 一時借入金

一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 500,000 千円

一時借入金に係る利子額 -

⑤ 重要な非資金取引

該当ありません。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策関連経費として業務支出に 52,639 千円計上しています。